基 発 1026第 1 号
職 発 1026第 2 号
平 成 30年 10月 26日

都道府県労働局長 殿

労 働 基 準 局 長
（ 公 印 省 略 ）
職 業 安 定 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

平成30年７月豪雨による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成30年７月19日付け基発0719第２号・職発0719第１号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙１のとおり、「岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成30年厚生労働省告示第369号）が公布され、同日から施行されることとなった。

その内容は下記のとおりであるので、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう事業主に伝達いただきたい。

記

１　延長通知記の１（４）の「指定地域」に掲げる指定地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成30年７月５日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に係る労働保険料等及び指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金に係る延長後の納期限等は次のとおりであること。

次の表に掲げる地域において、平成30年７月５日から同年12月24日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限等は、同月25日までとすること。

都道府県名	地　域
岡　山　県	倉敷市真備町

２　個別の申請による納付猶予

（１）　１の延長後の納期限等到来後においても、一定の要件に該当すれば、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第30条及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条の規定によりその例によることとされている国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条の規定に基づき、個別の申請による納付猶予を行うことができる。別紙２「被災された事業主のみなさまへ」及び別紙３「事業主の皆様へ」を各都道府県労働局ホームページに掲載するなどにより周知を図るとともに、事業主からの相談に丁寧に応じるなど、適切に対応すること。

（２）　指定地域外の事業主であっても、延長通知記の２の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」に記載のとおり一定の要件に該当すれば、納付猶予措置の対象となる。必要に応じ、別紙２及び別紙３により周知を図ること。

住所　東京都荒川区南千住８丁目８番１―411号
肖遥　平成14年７月29日生
肖智博　平成18年３月30日生
住所　大阪市東成区中本２丁目13番８―704号
蔣超餘　昭和30年２月３日生
住所　大阪市住之江区新北島６丁目１番５―907号
杜翊誠　昭和56年５月６日生
楊超　昭和63年９月19日生
杜明陽　平成25年１月17日生
杜明叡　昭和28年５月17日生
住所　東京都品川区東大井２丁目１番３―202号
呉孟哲　昭和54年８月19日生
住所　東京都豊島区南大塚２丁目36番２―1310号
金涌鎬　昭和７年２月５日生
住所　東京都新宿区高田馬場１丁目31番７―1001号
宋柱會　昭和33年10月２日生
住所　東京都葛飾区新宿６丁目２番１―1427号
李苑　平成元年１月21日生
住所　東京都葛飾区青戸３丁目９番１―707号
程東　昭和62年４月28日生
住所　神奈川県平塚市東八幡４丁目９番28―501号
張善俊　昭和39年11月８日生
張維雪　平成５年９月18日生
張維龍　平成12年６月30日生
住所　横浜市緑区長津田２丁目22番17号
サクダポン・ダラワン　昭和62年６月20日生
住所　神奈川県厚木市金田728番地６
サクダポン・サントナ　平成２年９月３日生
住所　栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目３番地11
元利守　昭和28年６月１日生
全南貴　昭和33年10月３日生
元慶樹　昭和60年２月23日生
元美香　平成10年４月10日生
住所　横浜市青葉区美しが丘西２丁目35番地１
ソボレフ・ロマン　平成13年１月８日生
住所　横浜市青葉区美しが丘西２丁目35番地１
ソボレフ・マヤ・ロマノヴナ　平成17年９月22日生
住所　東京都三鷹市野崎３丁目８番31号
金雪雅　昭和43年２月18日生
住所　広島市中区鶴見町３番17―2002号
姜慧　昭和45年８月12日生
住所　京都市伏見区桃山長岡越中北町25番地
李鍾大　昭和25年11月13日生
住所　福井市新田塚２丁目90番10号
宋正子　昭和29年８月28日生
住所　相模原市中央区小山２丁目11番２―603号
陳鳳玲　昭和39年５月４日生
住所　川崎市宮前区宮前平３丁目８番地40
牟鳳菊　昭和36年９月29日生
住所　東京都杉並区高円寺南１丁目28番15号
黄偉倫　昭和59年11月25日生
住所　北海道上川郡美瑛町字美沢美生
梁信江　昭和61年７月14日生
住所　さいたま市大宮区仲町３丁目89番地１
李裕太　平成元年11月10日生
住所　新潟市中央区上所中３丁目10番４号
全公子　昭和45年８月10日生
住所　大阪市天王寺区寺田町１丁目７番17―1304号
申義弘　昭和55年４月19日生
住所　大阪市生野区中川２丁目10番10号
玄光枝　昭和50年２月６日生
住所　大阪市西成区花園北２丁目18番19号
金陽一　昭和55年１月４日生
住所　大阪市西成区南開２丁目３番４―304号
金浩鎮　昭和36年５月15日生
金晃漢　平成５年10月17日生
金真理　平成７年12月30日生
金亮漢　平成10年３月５日生
金壮漢　平成12年９月12日生
住所　さいたま市西区大字植田谷本137番地１
夏天長　昭和59年12月25日生
住所　埼玉県川越市大字的場1843番地１
エイコ・ナタリー・アイダ・ラモス・ヴュウダ・デ・ミヤザト　平成９年１月15日生
住所　茨城県下妻市北大宝350番地３
尹一晧　昭和51年12月13日生
住所　長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1394番地９
蔡国喜　昭和45年11月21日生
蔡陳萌　平成20年12月26日生
蔡永煊　平成22年８月20日生
住所　東京都八王子市八日町９番２―802号
金芙美　昭和38年10月29日生
殷紗蘭　平成６年２月27日生
住所　東京都八王子市子安町４丁目24番６号
殷慎基　平成４年６月29日生
住所　東京都世田谷区奥沢５丁目20番15号
殷翔基　平成元年９月９日生
住所　群馬県太田市高林東町2328番地
章天辰　昭和63年12月15日生
住所　奈良市西登美ヶ丘８丁目８番７号
夫千代子　昭和21年８月13日生
康友子　昭和47年２月１日生
康晴子　昭和50年１月17日生
住所　神戸市灘区楠丘町１丁目４番27―301号
金富美　昭和37年２月４日生
住所　神戸市長田区駒ケ林町３丁目５番14号
李典明　昭和58年２月８日生
住所　岡山県倉敷市羽島763番地４
裵眞希　昭和60年１月18日生
住所　東京都福生市大字熊川987番地４
許静淑　昭和46年８月12日生
住所　東京都練馬区旭丘１丁目55番２号
李尚美　平成５年７月29日生
住所　大阪市生野区小路３丁目９番３号
高拓良　平成８年８月27日生
住所　大阪市中央区上本町西２丁目１番19号
姜全美　昭和33年３月19日生
住所　大阪市城東区新喜多１丁目２番17―909号
黄清子　昭和16年１月13日生
住所　大阪市生野区**巽**西２丁目11番27号
金大植　昭和54年９月14日生
住所　大阪府寝屋川市成田西町16番３号
金澤良　昭和８年７月６日生
鄭蓮花　昭和13年７月10日生
金容子　昭和37年12月26日生
住所　大阪市平野区西脇１丁目17番19号
秦順子　昭和23年７月20日生
住所　大阪市住吉区遠里小野７丁目８番６号
金福江　昭和27年８月１日生
住所　大阪府八尾市高砂町４丁目71番地８
田立成　昭和56年９月20日生
田瑞　平成16年５月25日生
住所　大阪市生野区勝山北４丁目１番10号
金佐奈江　昭和58年３月25日生
金泰河　平成22年９月７日生
住所　大阪市生野区生野西１丁目13番２―1307号
金典子　昭和49年１月24日生
孫柚樹　平成23年６月14日生
孫杏樹　平成25年１月５日生
住所　大阪市天王寺区上本町８丁目４番15―203号
金孟毅　昭和53年５月26日生
住所　大阪市住之江区粉浜西２丁目３番44号
鄭賢宗　平成６年６月28日生
住所　大阪市生野区桃谷２丁目12番17号
金明立　昭和７年２月４日生
李京子　昭和12年４月23日生
住所　大阪府羽曳野市郡戸422番地４
梁生久美　昭和38年１月２日生

○外務省告示第三百三十号

クウェート国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成三十年八月十七日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成三十年十二月一日にクウェート国について効力を生ずる。

（平成三十年九月七日付け欧州評議会書簡）

平成三十年十月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百三十一号

バヌアツ共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の受諾書を平成三十年八月二十三日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書については、平成三十年十二月一日にバヌアツ共和国について効力を生ずる。

（平成三十年九月七日付け欧州評議会書簡）

平成三十年十月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○国税庁告示第二十三号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（平成三十年国税庁告示第十八号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、倉敷市真備町に国税の納税地を有する者に係るものについて、平成三十年十二月二十四日までの間に到来するものについて、平成三十年十二月二十五日とする。

平成三十年十月二十六日

国税庁長官　藤井　健志

○厚生労働省告示第三百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例

【別紙１】

法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成三十年厚生労働省告示第二百七十四号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成三十年七月五日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から同年十二月二十四日までの間に到来するものについて、同月二十五日とする。

平成三十年十月二十六日

厚生労働大臣　根本　匠

都道府県名	地域
岡山県	倉敷市真備町

○厚生労働省告示第三百七十号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成三十年厚生労働省告示第一百七十五号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（岡山県倉敷市真備町に係る場合に限る。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成三十年十二月二十五日とする。

平成三十年十月二十六日

厚生労働大臣　根本　匠

○農林水産省告示第二千三百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成三十年十月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年十月二十六日

農林水産大臣　吉三　貴盛

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの 登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104819号	化成肥料	有機入り化成特１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第104820号	液状複合肥料	亜リン酸カリ入り液肥	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第104825号	化成肥料	芝専用肥料8382	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第104827号	液状複合肥料	CYD液肥１号	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５
生第104828号	液状複合肥料	ペリーバンバン	株式会社アグリス	福岡県八女市鵜池477番地の１
生第104829号	液状複合肥料	バンバン―G	株式会社アグリス	福岡県八女市鵜池477番地の１
生第104830号	液状複合肥料	２－３－６－３液肥	株式会社アグリス	福岡県八女市鵜池477番地の１
生第104831号	家庭園芸用複合肥料	マンガンほう素入り加里苦土66（鉄、モリブデン添加）	株式会社アグリス	福岡県八女市鵜池477番地の１
生第104833号	配合肥料	有機入り配合６－９	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第104835号	汚泥発酵肥料	もりもりⅢ	株式会社ジャパンファーム	鹿児島県曽於郡大崎町菱丸651番地
生第104839号	化成肥料	秀峰NEW864号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第104842号	混合りん酸肥料	BBI―0001	OATアグリフロンティア株式会社	茨城県牛久市中央五丁目20番地11号
生第104844号	液状複合肥料	ヘラクレス	佳田化学株式会社	茨城県つくば市松代二丁目10番地２SOHOつくば209号
輸第104836号	硫黄及びその化合物	エスミン	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目９番17号
輸第104837号	化成肥料	有機入り化成42.5	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目９番17号
輸第104841号	副産窒素肥料	アミノ酸副産肥料17―0―0	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号

有効期間が６年であるもの 登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104821号	熔成りん肥	肥料の名称 20.5熔成ほう素マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第104824号	化成肥料	微量要素入り化成620	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第104832号	配合肥料	有機入り配合８－8.5	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第104840号	化成肥料	硫加燐安464	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号

【別紙２】

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料･一般拠出金の申告手続･納付についてのお知らせ～

１. 労働保険料･一般拠出金の申告･納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その**申告・納期限については、以下のとおり決定されました。**

【対象地域】
岡山県　倉敷市真備町

【延長後の申告・納期限】
平成30年12月25日（火）

【対象となる労働保険料など】
平成30年７月５日から平成30年12月24日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※　**申告の手続は、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。**

２. 納付の猶予　※申告手続と合わせて、申請が必要です

平成30年７月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で１年間猶予**いたします。

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は [最寄りの労働基準監督署] にお尋ねください。

【別紙３】

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

平成30年７月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

１　障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②平成30年７月５日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

〇地域
岡山県　倉敷市真備町

〇納期限等
平成30年12月25日

※　督促状の指定期限が平成30年７月５日以降である場合を含みます。

２ 障害者雇用納付金の納付の猶予について

１に該当しない場合（１に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、平成30年７月豪雨により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

平成30年　　月　　日

【お問い合わせ先】
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課
TEL.043－297－9650

【別添】

職 発 1026第 3 号
平 成 30年 10月 26日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

職 業 安 定 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について（障害者雇用納付金の納期限等関係）

平成30年７月豪雨による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成30年７月19日付け職発0719第２号）により通知したところであるが、本日、別紙１のとおり、「岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成30年厚生労働省告示第369号）が公布され、同日から施行されることになった。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たって遺漏なきよう取り扱われたい。

記

１　次の表に掲げる地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金について、平成30年７月５日から同年12月24日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限は、同月25日までとすること。

都道府県名	地　域
岡　山　県	倉敷市真備町

２　個別の申請による納付猶予

（１）　上記１による延長後の納期限到来後においても、一定の要件に該当すれば、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条の規定によりその例によることとされている国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条の規定に基づき、個別の申請による納付猶予を行うことができる。別紙２「事業主の皆様へ」をホームページに掲載するなどにより周知を図るとともに、事業主からの相談に丁寧に応じるなど、適切に対応すること。

（２）　１に掲げる地域外の事業主であっても、国税通則法第46条の規定に基づき、一定の要件に該当すれば、納付猶予措置の対象となる。必要に応じ、別紙２により周知を図ること。

【別添】

【別紙２】

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

平成30年７月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

１　障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②平成30年７月５日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

〇地域
岡山県　倉敷市真備町

〇納期限等
平成30年12月25日

※　督促状の指定期限が平成30年７月５日以降である場合を含みます。

２ 障害者雇用納付金の納付の猶予について

１に該当しない場合（１に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、平成30年７月豪雨により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

平成30年　　月　　日

【お問い合わせ先】
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課
TEL.043－297－9650